

昭和四十四年通商産業省令第二十五号

外国為替及び外國貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令  
　　外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項の規定を実施するため、外國為替及び外國貿易管理法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令を次のように制定する。

(表) 立入検査員証	
第 号	
官 職	 写
氏 名	
( 年 月 日生)	 印   真
上記の者は外國為替及び外國貿易法第68 条の規定による立入検査又は質問を行う職 員であることを証明する。	
年 月 日発行	
経済産業大臣 	

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

**附 則**（昭和六三年七月一八日通商産業省令第三七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月三一日通商産業省令第五一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一〇年三月四日通商産業省令第五号）

**附 則**（平成二年一〇月三一日通商産業省令第二六四号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。  
**附 則**  
(平成十三年三月五日経済産業省令第六号)

**施行期日**　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する

（経過措置）この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二の旨令の施行の祭に見る二の旨令による女王而の外國為替及び外國貿易法第六十八条第

項に規定する証票の様式を定める省令様式により使用されている書類は、この省令による改正

の外国為替及び外国貿易法第六十一条第一項に規定する証票の様式を定める省令様式によるもとみなす。

**附 則**（平成二九年七月一四日経済産業省令第五四号）  
この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一

（一）から施行する。  
附則（令和五年五月二六日経済産業省令第二八号）

施行期日（西暦三月三十日締切）第3回第3号

三百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際アロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

経過措置)

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票を取り繕い使用することができる。